二〇六九	小湊	清隆	六′	一一′	二二	政治資金規正法第一九条の一三第一項第一号
二一一二	西海	鳳憲	七′	九、	二六	本人からの申請
二五三二	大友	直	七′	三′	一九	政治資金規正法第一九条の一三第一項第一号
二七四二	小池	裕樹	七′	九、	二六	本人からの申請
三六九一	古金	千明	七′	四′	一一	政治資金規正法第一九条の一三第一項第一号
四二一七	吉見	顕	七′	一′	三二	政治資金規正法第一九条の一三第一項第一号
四五六五	平良	みゆき	七′	九、	二六	本人からの申請
四九二二	望月	伸介	七′	九′	二六	本人からの申請
六〇一七	中村	浩之	七′	三′	三一	政治資金規正法第一九条の一三第一項第一号

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和７年11月26日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社関西互助サービス	兵庫県朝来市和田山町土田596―６	互第5039号	令和７年９月８日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和７年11月26日　　近畿経済産業局長　信谷　和重

次表に掲げる者が供託した営業保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和８年１月26日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和８年１月26日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社関西互助サービス	兵庫県朝来市和田山町土田596―６	令和７年９月８日

記

あて先　〒540―8535　大阪市中央区大手前１―５―44
近畿経済産業局産業部消費経済課
電話06―6966―6027
メールbzl-kin-kapp-mae-kanpo@meti.go.jp

様式

申　出　書

近畿経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告